

役員等の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 網走愛育会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人網走愛育会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬と費用弁償等について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会、四半期毎の監事監査又は評議員選任・解任委員会等の招集に応じたとき、又はその職務を行うときは、別表に定める金額を日額報酬として支給する。ただし、役員のうち理事長の職にある者に対しては、これを支給しない。

2 役員のうち理事長の職にある者に対しては、別表に定める金額を月額報酬として支給する。

3 同日に複数の会議等の招集に応じたときは、主たる会議等の報酬のみを支給する。

4 職員と兼務する者については、役員、評議員及び評議員選任・解任委員としての報酬は支給しない。

5 役員各年度の報酬総額は980,000円を超えない範囲で支給する。

6 評議員各年度の報酬総額は126,000円を超えない範囲で支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、その都度支給する。ただし、理事長の報酬については、翌月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会、四半期毎の監事監査又は評議員選任・解任委員会等の招集に応じたとき、又はその職務を行うときは、別表に定める金額を費用弁償として支給する。

2 同日に複数の会議等の招集に応じたときは、主たる会議等の費用弁償のみを支給する。

3 職員と兼務する者については、費用弁償は支給しない。

4 役員及び評議員が職務のため、市の区域外に旅行した時は、社会福祉法人網走愛育会旅費規程により支給する。

(費用弁償の支給方法)

第5条 費用弁償は、その都度支給する。ただし、理事長の費用弁償については、翌月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支給する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 1月 6日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 7月 1日から施行する。

別表

区 分	報 酬	費用弁償
理 事 長	(月額) 50,000円	(月額) 1,000円
理 事	(日額) 5,000円	
監 事	(日額) 5,000円	
評 議 員	(日額) 3,000円	
評議員選任・解任委員	(日額) 3,000円	